

「ゆりかごタクシー」 とは

陣痛・破水が始まった妊産婦さんを安全に産院まで輸送するシステムです。この「ゆりかごタクシー」は通常のタクシー運賃でご利用いただけます。タクシー会社には、専門研修を受けた配車オペレータ及びドライバーが在籍しております。安心してご利用ください。

滋賀県にお住まいの妊産婦さんへ

ゆりかご タクシー



ご利用にあたって

＊事前登録が必ず必要です。

登録は<http://shigataxi-kyokai.com/> にアクセスしていただき、登録フォームからお申し込みいただくか、ページを印刷して郵便またはFAXによりご登録ください。産前産後の健診やお買い物など、普段のご利用も可能です。

＊利用者の乗車マナーとして、マタニティセット

又はこれに準じた用品を準備してご乗車ください。

＊マタニティセットは自家用車でもご利用いただけますので、ご用意いただくと安心です。

(ゆりかごタクシー検討委員会が推奨するマタニティセットの詳細は、認定NPO法人マイママ・セラピー TEL077-511-9301 又は<http://www.mymama.jp/> へお問い合わせください。マタニティセットには、吸水マット・消臭剤・コットンタオル・ナイロン袋・ゴム手袋が入っています。)

「ゆりかごタクシー」のしくみ

このシステムは、滋賀県産科婦人科医会、滋賀県看護協会、県・市・町・消防、滋賀県タクシー協会、認定NPO法人マイママ・セラピー、近畿運輸局滋賀運輸支局等で構成された委員会で検討されたものです。

※陣痛・破水時に利用されるゆりかごタクシーは、産院から「タクシーで来てよろしい」と許可された場合に限り配車します。許可がない場合は産院の指示に従ってください。(健診等でご利用の場合は産院の許可は必要ありません。)



◎ 一般社団法人 滋賀県タクシー協会

お問い合わせ

077-585-8261



ゆりかごタクシー Q&A



■こんな時は救急車！

Q1 陣痛・破水時のタクシー利用の際、産院の指示がなければタクシーを利用できないのはなぜですか？

A1 「ゆりかごタクシー」は、お客様を迅速かつ安全にご指定の産院までご乗車していただく輸送サービスです。乗務員は特別な資格を取得しておりませんので、不測の事態でも医療行為はできません。よって、そのような場合は、産院の指導を仰いだのちに必要に応じて救急車を要請してください。

Q2 陣痛とは異なる痛み等の異常を感じた場合でも「ゆりかごタクシー」を利用したほうが良いのですか？

A2 A1をご参照ください。また、我慢できない痛み等の場合は迷わずに救急車を要請してください。タクシー会社も、お電話をいただいた際に妊産婦さんの異常を感じ取った場合は、迷わず救急車を要請いたします。

Q3 雪が降っても配車してもらえますか？また、営業時間外でも配車してもらえますか？

A3 通常程度の雪でしたら可能です。また、配車の依頼は営業時間内をお願いします。なお、天候や時間にかかわらず、異常を感じられた時は迷わずに救急車を要請してください。

■こんな時も利用できます！

Q4 陣痛・破水時以外に「ゆりかごタクシー」は利用できるのですか？

A4 是非ご利用ください。ご登録いただいておりますので、登録されていない方よりも迅速かつスムーズにお迎えにいくことが可能です。

Q5 家の前が時間により通行禁止区域です。通常ならタクシーが入ることができない地域ですが、登録することはできますか(玄関口まで迎えに来ていただけますか)？

A5 滋賀県警察との申し合わせにより「妊産婦さんが事前に最寄りの警察署にその旨を届けることによってタクシー車両の通行が可能」となる場合がありますので、早めにご相談ください。

Q6 滋賀県に里帰りをして出産するのですが、登録することができますか？また、いつ登録すればよいですか？

A6 現在のご住所、里帰り先の滋賀県のご住所及び里帰りの予定日、連絡先をきちんとご記入の上お申し込みください。登録時期は里帰り出産が決定した段階からできます。また、出産時だけでなく、里帰り後の妊婦健診、出産後の産後健診等でもご利用いただくことができます。

ゆりかごタクシーに関するご質問等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。